

# 要 望 書

令和8年5月19日

大 分 県 市 長 会

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

令和8年5月19日

大分県市長会会長 長野 恭紘



大	分	市	長	足	立	信	也
別	府	市	長	長	野	恭	紘
中	津	市	長	奥	塚	正	典
日	田	市	長	棕	野	美	智
佐	伯	市	長	富	高	国	子
白	杵	市	長	西	岡		隆
津	久	見	市	石	川	正	史
竹	田	市	長	土	居	昌	弘
豊	後	高	田	佐	木	敏	夫
杵	築	市	長	永	松		悟
宇	佐	市	長	後	藤	竜	也
豊	後	大	野	川	野	文	敏
由	布	市	長	相	馬	尊	重
国	東	市	長	松	井	督	治

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 少子化対策及び県内への人口誘導戦略としての 「大分にこにこ保育支援事業」の拡充について

急激な少子化は全国的な課題であり、本市においても令和2年から令和6年のわずか4年間で出生数が220人減少するという、極めて深刻な状況に直面しており、少子化に歯止めをかけ、市民が安心して子どもを産み育てられる環境を実現するためにも、利用しやすい保育施設の環境づくりは最優先課題であると認識している。

また、第1子保育料の無償化については、令和7年4月に県が実施した「保育料無償化拡大等の意向調査」の結果によれば、本市を含む県内の6市町が未実施となっており、本市においては対象児童数が多く、多額の財源を要することから、市単独での実施は極めて困難な状況である。

さらに、同様の要望に対する令和6年11月の回答では、「令和8年度からの『こども誰でも通園制度』の本格実施により、保育人材の追加配置に係る地方負担の増加や、待機児童の発生、保育士不足への影響が懸念される」とされているが、県内での待機児童は2021年以降発生しておらず、また、通園制度の先行自治体での利用者のニーズは多くない状況から、保育士不足への影響も少ないと考えられる。

については、保護者の経済的負担の軽減に加え、移住・定住の促進、さらには人口増対策をより強力で推進するため、「大分にこにこ保育支援事業」を拡充し、第1子保育料無償化に対する財政支援を要望する。

また、「大分にこにこ保育支援事業」の補助率について、市の間には差異があることから、補助率が全市一律(補助基本額の1/2)となるよう制度の見直しを要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「大分県こども医療費助成事業」における 助成対象範囲の拡大について

県では、未就学児、高校生世代の入院・通院及び小中学生の入院に係る医療費を助成する「こども医療費助成事業」を実施している。この助成に要する費用は県と市町村が2分の1ずつ負担しており、これは、県と市町村が共同して子育て世帯の経済的な負担を軽減するものである。

しかしながら、県は、子育て世帯の負担が大きい、小中学生の通院に係る医療費については、本来、国の責任において行われるべき施策であるという考えから実施しておらず、県内の市町村は、厳しい財政状況の中、小中学生の通院に係る医療費を単独事業で助成している。

実際、小中学生の医療費助成額の平均96%を市町村が負担している状況である。

また、県では、『大分県こどもまんなかプラン(第5期計画)』のもと「～子育て満足度日本一の実現～」を掲げられており、具体的な支援のひとつとして、市町村への医療費を助成することを取組としており、是非、こども・子育て施策の一環として、小中学生の通院費の補助について制度の拡充を強く要望する。

さらに、子ども・子育て世帯への経済的支援を主要施策に掲げる国に対しても、地域の実情等を発信していただくとともに、引き続き、独自の提言活動や全国知事会等を通しての要望をお願いする。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 障害福祉サービスに係る手続等のオンライン化の 促進について

行政手続に係る電子申請化は、「行かなくてよい市役所」の推進はもとより、市民、特に障がい者又は障がい児保護者に対して、いつ・どこでも申請ができることから、利便性の高い行政サービスの提供となる。

当市においては、現在までに、マイナポータルを利用した電子申請(ぴったりサービス、LoGoフォーム)や個別の電子申請手法を取り入れて申請自体の電子化を推進しているが、「医師の診断書・意見書」の提出は電子申請の対象外であり、申請者が窓口を持参する必要がある。

診断書等が必要な申請は、身体障害者手帳(身体障害者福祉法)、精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)、療育手帳(療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)など多岐にわたり、令和6年度の当市の実績として申請件数は年間約3,200件を超えている。

そのような中、医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、令和4年12月に閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、オンライン化に向けての検討が行われた結果、令和8年度に「自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業」の実施が予定されている。

については、障害福祉サービスの申請手続等のオンライン化が義務化された場合は、オンラインで完結できる仕組みを早期に構築できるよう、手帳等の交付実施主体である県において、オンライン化に向けた迅速かつ機動的に対応できる体制を整備するとともに、申請者、医療機関及び市町村に使いやすいシステムへの改修を速やかに行うよう要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の 予算の増額について

本市においては、近年、重度障害者の方々の在宅生活ニーズが高まり、その結果、障害者総合支援法に基づく介護給付費、中でも重度訪問介護に係る費用が年々増大している。

障害福祉サービス費の公費負担については、原則として国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4)(障害者総合支援法 第92条、94条、95条)の負担割合が適用されるが、実際の介護給付費が国の定める「国庫負担基準額」を超過した部分については、上記の法定負担率が適用されない。現在、この超過額に係る財源は、県が実施主体である「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」を活用して確保している状況である。

しかしながら、本事業は県の予算の範囲内において執行されるため、本市が実際に受け取る補助金額は、国庫負担基準額の超過総額に対し、極めて限定的な水準に留まっており、結果として、補助対象外として残余する経費は、本市の一般財源からの持ち出しとなっている。

については、重度障害者が希望する在宅生活が保障され、地域生活で安心して暮らせる環境の確保を図るため、市町村が安定した財源に基づき、継続して事業実施できるよう予算を増額することを強く要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 情報流通プラットフォーム対処法の周知と 相談支援体制の整備について

近年のSNS等の普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷や権利侵害が増加し社会問題となっている。そのような事例が起きた場合に、どこにどのように相談したらよいかわからないという住民の声が多くあり、また、迅速な対応が出来ないために、その間に情報が拡散し被害が拡大するケースもある。このような問題に対応するため、令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行されたが、相談先や対処方法の周知不足が課題となっている。

また、市の窓口対応としては、専門知識を有する相談員がいないため、相談を受けても法務局や法テラスなどの紹介で終わることが多く、被害者への十分な支援が行えていない状況である。一方で、市単独で専門知識を有した相談員(弁護士など)を確保し、対応を行うことは手続的にも財政的にも大変困難である。

このような現状を改善するためには、県と市が専門家と連携し、制度運用に関する啓発を行いながら、被害者の迅速な救済を図る体制を構築することに合わせて、市民のインターネットリテラシーの向上を図ることが必要である。

については、これから一層増加が予想されるインターネット上の人権侵害の被害者の負担軽減と適切な救済を迅速に進めるため、既に条例を策定している自治体を参考に、県と市が弁護士会等と連携した相談支援体制を整備するとともに、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講習会等の開催のほか、教材等の制作、情報提供等、必要な施策に対し、県が積極的に取り組むよう強く要望する。

# 要 望 書

以下のとおり要望します。

## 文化財の保護・保存・整備・活用に係る県補助金の拡充について

本県は豊かな自然に恵まれ、貴重な文化財が数多く存在する。

これらの文化財は、郷土の歴史や文化等を正しく理解する上で必要不可欠であるとともに、私たちの生活や文化の向上・発展に資する重要な地域資源でもある。さらに、観光資源として活用することで、国内外旅行者の本県への誘客促進にも寄与するものである。

このような認識の下、県内各自治体においては、文化財の保護・保存・活用を図る各種施策を鋭意進めているところである。

しかしながら、令和5年7月の梅雨前線豪雨や令和6年8月の台風などにより被災した文化財では劣化・損傷が進み、早急な保存対策や修理等に多額の費用を要している。加えて、経年劣化により傷んだ文化財の長期にわたる保存修理等も必要となっていることから、財政が逼迫する状況下において、各自治体にとって重い負担となっている。

また、建設労務単価の上昇をはじめ、人件費等がこの10年余りの間に大きく上昇したことを主因として、史跡整備や文化財建造物の保存修理等に係る事業費が高騰していることも、文化財保護行政の円滑な推進に多大な影響を及ぼしている。

こうした中、市町村が行う国庫補助事業に対する県費の随伴補助の補助率は、平成17年度以降、10%から8%以内へと引き下げられている。これは九州他県に比べて低く、申請額に対する補助額が、県のヒアリング等を経た上で、県の配分により4%以下まで減額される事例も多くなっている。

さらに、市町村が実施する県指定文化財の保護事業については、災害復旧事業を除き、補助率が3分の1以内と九州他県に比べて低い。加えて、上限額を設定していない県がある一方、本県では、450万円を超える事業であっても単年度当たりの補助上限額が150万円のまま据え置かれているため、実質的な補助率が3分の1を下回る場合がある。結果として、文化財の保存・活用等を進めようとする各自治体の費用負担は増大している。

このような状況を踏まえ、地域の貴重な文化遺産を後世に適正な形で保存・継承していくためには、『大分県文化財保存活用大綱』に記されているとおり、文化財保護事業における国庫補助事業に対する県の随伴補助及び県指定文化財に対する保存事業の県費補助が重要である。

については、補助金制度について、財源の恒常的な確保・維持を図り、国補助金に対す

る県の随伴補助の補助率拡充や、県単独補助の上限額の引き上げを図るとともに、「文化財保存活用地域計画」を策定した自治体に対しては、取組を一層推進できるよう、補助率のさらなる嵩上げ(例:10%までの引上げ等)を強く要望する。

また、前回の観光政策として文化財の保護・活用等に係る補助金制度の創設の要望に対し、「歴史や文化などの地域資源を活用した高付加価値コンテンツの開発等を支援する補助制度や大分県地域未来創造総合補助金の地域未来創造枠等により支援していきます。」との回答があったが、補助対象が限定的であり、実施したい取組をその要件に合わせるのが難しく、活用しにくいと感じている。

よって、文化庁による文化財を活用した文化観光の推進、また観光庁による文化資源の掘り起こし・魅力化・活用の高度化(文化財の公開促進)に向け、文化財を地域の貴重な観光資源として活用し、外国人観光客の満足度の向上を図るため、観光庁の施策と連携した「文化財多言語解説整備事業」に対する県費の随伴補助及び複数年にわたる事業に対する継続的な支援を要望する。